

改正

平成13年3月30日訓令第10号

平成21年3月31日訓令第36号

平成25年4月1日訓令第37号

令和6年1月24日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立市（以下「市」という。）の後援、協賛その他これらに類するもの（以下「後援等」という。）に関する名義使用承認事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 市が後援等の名義使用を承認する事業は、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 事業の主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 官公庁又はこれに準ずる団体
- イ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ウ 学校又は学校の連合体
- エ 民間非営利団体又はこれに準ずる団体
- オ 市長が特に必要と認める団体

(2) 事業の内容が、次のすべてに該当するものであること。

- ア 市の施策の推進に寄与すると認められること。
- イ 売名行為、営利を目的としていないこと。
- ウ 特定の宗教のための宗教的活動ではないこと。
- エ 特定の政党を支持又は反対する活動ではないこと。
- オ 公の秩序及び善良な風俗を乱すものではないこと。
- カ 市が後援等の名義使用を承認したことにより市民の混乱を招くおそれがないこと。

(承認の期間)

第3条 市が後援等の名義使用を承認する期間は、名義の使用を承認する日から事業が終了する日までとする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

(承認の申請)

第4条 後援等の名義使用承認を申請する場合は、主催団体名、代表者名、事業名、実施目

的、実施日時、実施場所、入場料等の徴収の有無、予算等が記載された事業計画書、団体の規約又は定款及びその他市長が必要とするものを提出するものとする。

(承認の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請を受け付けた日から14日以内に第2条に規定する承認の基準により可否を決定し、その申請をした者に通知するものとする。

(印刷物等の提出)

第6条 前条の規定により承認の決定を受けた者は、その承認に係る事業の周知又は集客を目的として作成するチラシ、ポスターその他の印刷物等を市長に提出するものとする。

(計画変更の届出)

第7条 第5条の規定により承認の決定を受けた者は、その承認に係る事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、後援等の名義使用の承認をした事業（前条に規定する届出後の事業を含む。）が、第2条に規定する承認の基準に反していると認めるときは、その名義使用の承認を取り消し、その旨を公表するものとする。

(実績報告)

第9条 名義使用の承認を受けた者が、その承認に係る事業を完了したときは、速やかに実績を報告するものとする。

(決裁等)

第10条 名義使用の承認に当たっては、政策経営部長及び政策経営課長その他関係部課長の合議を経て、市長の決裁を受けるものとする。ただし、過去に承認実績のあるものについては、政策経営課長の合議を経て、部長専決によるものとする。

付 則

この要綱は、平成11年12月10日から施行する。

付 則（平成13年3月30日訓令第10号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。（後略）

2 （前略）第37条の規定による改正後の国立市後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成25年4月1日訓令第37号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和6年1月24日訓令第8号）

- 1 この要綱は、令和6年1月24日から施行する。
- 2 改正後の国立市後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以降に行う後援等の名義使用の承認について適用し、同日前に行った後援等の名義使用の承認については、なお従前の例による。